

# 戸塚中友の会会則

## 第1章 名称・事務所

第1条 本会の名称を「戸塚中友の会」とする。

第2条 本会の事務所は戸塚中学校におく。

## 第2章 目的・事業

第3条 本会の目的は生徒のスポーツ及び文化活動の進展をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

1. 県大会・関東大会・全国大会等に要する経費の援助
2. 部活動への援助
3. その他必要となる生徒の教育活動への援助

## 第3章 組織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 川口市立戸塚中学校生徒の保護者
2. 賛助会員 上記以外に本会の主旨に賛同し入会を希望する者

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 2名
4. 書記 2名
5. 監事 2名
6. 理事 若干名

第7条 本会役員は次の方法によって正会員より選出する。

1. 会長はPTA会長が兼任する。
2. 副会長、会計、書記は会長が委嘱する。
3. 監事、理事は地区を考慮して会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総括し各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は本会の経理を担当する。
4. 書記は本会の記録をとる。
5. 監事は会務ならびに会計を監査する。
6. 理事は主要事項を審議し会務の執行にあたる。

第9条 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

第10条 本会は毎年1回総会を開き報告を行い主要事項を審議決定する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第11条 役員会は会長が必要に応じて招集する。

第12条 役員会は運営事項を審議決定する。

## 第6章 会費

第13条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本会の正会員の会費は年額1,000円とする。

2024年度より集金を停止し、残額がなくなった時点で友の会を廃止する。

第15条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 付則

第16条 本会則の変更は総会の決定によらなければならない。

第17条 本会則は平成18年4月1日から施行する。

- 附則
- ・平成25年5月1日一部改正(第14条)
  - ・平成26年5月1日一部追加(第4条3)
  - ・平成28年5月20日一部改正(第16条)
  - ・令和6年1月25日一部改正(第14条)